

特 10

809

復
譚

倭魂故鄉錦

元發堂二音

091509-000-5

特 10-809

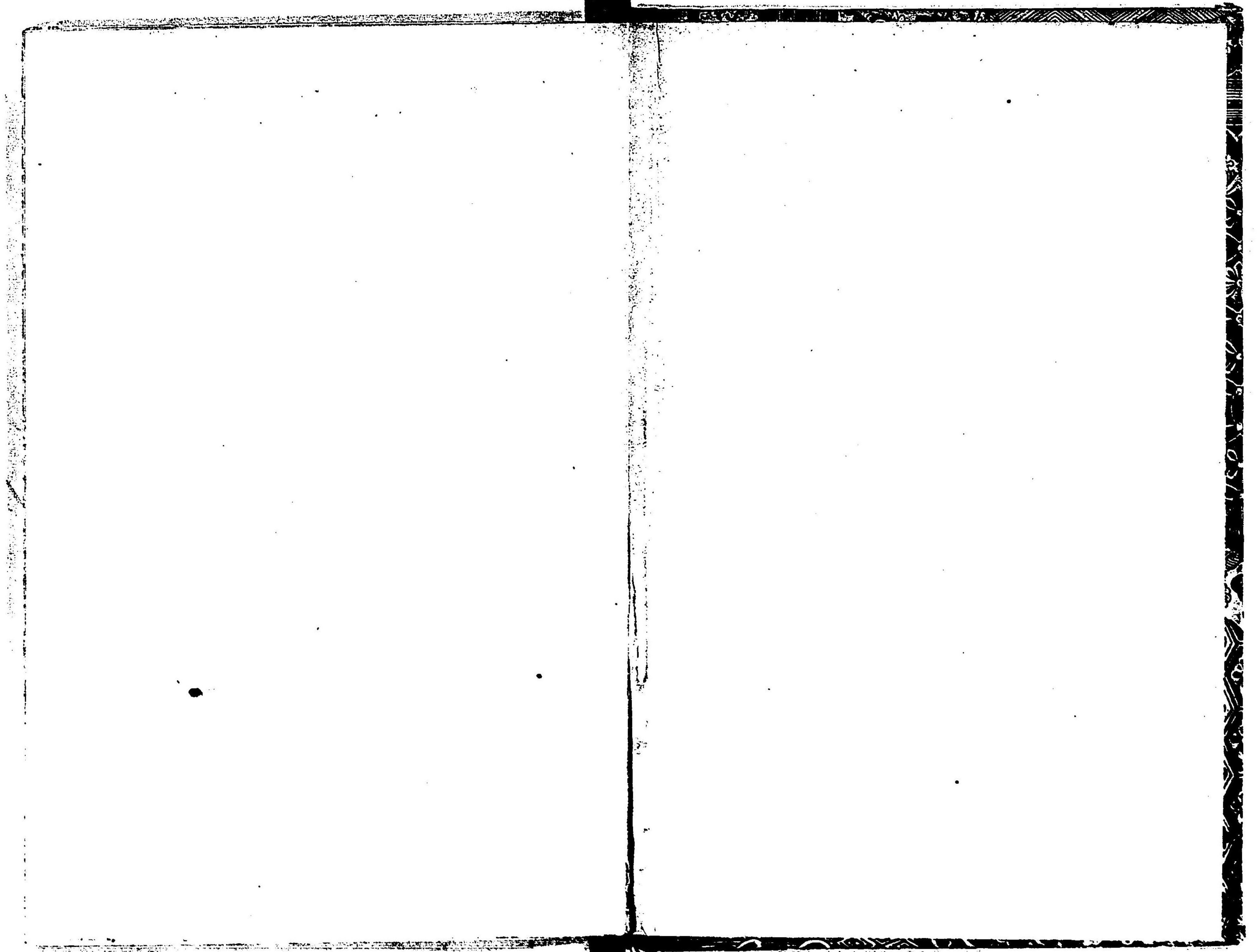
倭魂故鄉廼錦

梅亭 化作 / 編

M19

DBN-2479





叙

古より復讐の書を見るに討る者は世に榮譽討者は零落に在り
 土庫前經の曾我兄弟吉良上野介の赤穂義士に於る之なり以て小説淨
 増理どうの作り物たり皆この筋によつて綴れり實なる哉今復讐奇
 譚倭魂故郷の錦を讀に直久は上等裁判所の判事たり權勢知るべく六
 郎は月下の食客たり貧困思ふべも曾我兄弟父の爲に祐經を訴へは却
 己罪せられ義士上野介を訴ふるも又同を茲に於て死を決し自ら白
 刃を振ふに至る六郎も又然らんか而して遂に公の法を犯すは己に取
 ては止を得ざるの場合ならんと復讐する人々の薄命を思ひ數息の餘
 り我にもあらで禿筆捻り化作氏が助太刀心で此叙書を記すと云爾

梅亭 金鷲 識



香路画



復讐 倭魂 故郷 廻錦

総目録

- 第一回 白井山本の兩士大に開鎖を激論す
- 第二回 白井亘理上京して大久保公等に交際す
- 第三回 干城隊の壯士謀て中島衡平を殺害す
- 第四回 干城隊長山本克巳等白井亘理を謀殺す
- 第五回 白井六郎教場に圍らるる父の仇を知る
- 第六回 白井六郎出京して山岡公に寄寓す
- 第七回 六郎上の原に乙女の危難を救ふ
- 第八回 白井六郎仇踪を追ふて甲府に到る
- 第九回 舊藩主の邸内に六郎亡父の仇人に遇ふ
- 第十回 白井六郎警敵一瀬直久を討て法術に自首す

総目録 畢

復讐 倭魂 故郷 廻錦

東京 梅亭 化作 編

第一回 白井山本の兩士大に開鎖を激論す

往昔より君父の仇には俱々天を戴かきとて忠孝の道を守り身に艱難の勞苦を伴旅路に出て山野に臥遂に多くの年月を重ね其功積りて志ざしを果し亡君父の靈魂を慰む者和漢其例擧て數ふるに盡き然れ共王政維新以來世一變せしより絶て其事の無かりしに明治三年より昌平橋外に仇討ありて後同五年更に復讐禁制の公令嚴にして廢されたれば斯る舊習のありなんと思はざるに豈圖ん川上善行が仇討より續て明治十四年十二月中旬京橋區三十間堀三丁目舊秋月の藩主黒田長徳公の邸内に於て亡父の仇なり迎東京上野裁判所の判事一瀬直久氏を殺害せし者あり并は同藩の舊臣白井亘理が一子同姓六郎にて既に本懐を達すか否忽ち第二方面二分署へ自訴をせし雖も國法を犯せし罪に依て遂に終身の禁錮をありし其顛末を記さんに六郎が慈父白井亘理は筑前國夜須郡秋月の城主黒田長徳公の老臣にて祿三百石を

持10 809

賜り家老職を勤めたる曰井儀左衛門が一子にて壯年の頃稽古館と云同藩の學問所へ入て助
教となり夥多の生徒を教育なし出精なして勤め居けるが父儀左衛門は老年ゆへ安政三年隱
居して家督を百理に相續させ名を遊翁と改めて最風流を好み書畫を愛し博學を許し或ひは
茶道を嗜みて世を遊たるの面色にて遊びを旨と樂みける百理は家督を嗣しより稽古館を退
ぞき鐵砲頭に任せられしが固より英才非凡なれば忽ちにてし執政職に上られければ疾も時
勢の變遷を察し幕臣のや學者に通信を請め洋籍を贈ひ深く西洋の事情を學知しける然るに
安政五年の正月亞米利加合衆國の使節「ハルリス」豆州下田に滞在在中屢々將軍へ謁し頻に條
約を促しければ將軍家定公老中堀田正篤を召て京都へ遣開交の議を奏上す然れども朝議紛
然として許されば正篤もまた詮術なく余義なく販りて將軍に朝議の旨趣を述べければ諸藩大
に胸々して沸論莽說止時なし然れば將軍家定公諸藩を招集て開港館港の兩說孰が利非なる
か意見を諮詢せられんとて既に諸藩へ達しける此時秋月黒田家には先家臣等以下問せんと
て一同招集して長徳公仰せらる、は今般將軍家より攘夷開港孰れを以て是非とするかの落
詢に依其方等の意見もあらば懼りなく申立よと是皆私國の爲ならず畏くも神州の御爲なれ

ば篤と孰孝の上發言すべしと仰せに一同首を下平伏なして扣へ居ける當下百理は進み出御
前に對ひ御下問の旨謹んで上申仕つる拙者將軍家の御諮問を推し奉つるよ到底開港論を以
て外夷と交親を結び貿易を許す御計策なるべし目下既に攘夷の論盛に行はれ開港論に賛成
する者少しと雖も後日必き之に伏し賛成する者出るべきは當然なり熟々歐米の書籍を學知
するに其國の事情實に我邦の遠く及ばず其一二を擧て云ハ海陸軍は練兵ありて能準備を調
へ又は事物の進歩して百般技術に理を究め殊に人智の發達せるは實駭くべき開國たり然れ
ども某發言するは敢て攘夷を破るに非き原來皇國の蒼生誰か不可とせざれども現今外
交を許すして鎖港の論を行はば忽ち彼等銳器を以て我神國へ敵せんことは又論を俟されば
愛國基礎を討るには暫時攘夷の説を廢し開港論を志立して交親合結通商を許可さるべき
こそ願奉ると滔々とし言上せしかば太守長徳公を始めとして列座諸士中開港論を思へる
人々感じたり其時一個の青年輩末座の中より進み出重役方の御發言なきに少年の身分とし
て最嗚呼がましく候得共曰井氏の發言せらるは是神州の御爲ならず御身の爲を思ふが故な
り宜く開港の論を止まり攘夷の説に復されよと怯そ憶せき進み出れば列座の人々誰ならん

と見れば山本龜右衛門が一子にて當時干城隊の隊長たる山本克巳（後に一瀬直久）なれば
曰井亘理は威儀を正し席を進みて大に怒り是は克巳氏貴殿には拙者が論を不可とぞる夫而
已成す我身の爲とは何を以てか能云たり我苟しも執政の列に加はる身を以て何ぞ私慾に
事を執ん然れども足下が云るゝからん定めし明論ありてならん疾々述よと詰寄れば山本克
巳は曰井に對し仰せに及ばず某が御身の爲と申せしは勅詔ならぬ開港論を稱へ朝廷の御
旨趣を叛反剩さへ皇威を汚し外夷を引入慮慮を惱し奉つり其上開港貿易は國を賣にも均き
事なり斯る始末を巧言するは主君へ對し不忠にして其身の慾を起さん爲なり見ヨく今に
攘夷を貫き赤毛人輩を追散し我神州の勢力を顯しくれんと云出つゝ長徳公に向ひ畏ながら
攘夷鎖港へ御賛成の御賢慮こそ希しくと曰井に反して主張すれば亘理は聞より憤滿に絶す
生博識の汝が過言青年輩の身を以て我に對して舌長し自己が頑固の説を主張し開港論を不
可とするは井中の蛙大海の廣さを知らぬに等しきあり汝が如き理不盡に説解するは無益な
れと後日の爲に一言云ん夫外交の得策は我神國の基礎を計る良計とも云べきなり汝が如く
心焦立鎖港攘夷を好として穢に思慮なく夷狄を侮り兵を起して外夷に敵さへ返て彼等が銃

器の爲に打破られて變動し永く我國の恥辱となるは是目前に視る如く斯る醜禍を交除の爲
開港默許の論を立て我神國の安穩を計り然して兵を練兵し強力を以て事を爲策畧を知らず
自己等が淺弱無智に比較して我抗論を譏暴なすは狂態人の舉動なりと云ば克巳は堪へ兼干
城隊士の人々に向ひ曰井亘理は佞辨を以て幕府に詔り勤王大義の名分を亂し我國恩を忘却
せる國賊なりと言放てば亘理は倍々憤怒して以ての外なる克巳が一言御前の前をも憚らず
國賊なりとの誹事なり汝が如き愚論を以て國愁ひを醸みざる白痴を指て奸賊なり又國賊と
も稱へるなりとて互ひに募る爭論を聞兼玉ひて長徳公は兩人暫時止まれ迎仰せにハツト差
俯向左右へ扣へて默念たり

第二回 曰井亘理上京して大久保公等に交際す

登時太守長徳公は曰井山本の二個に對ひ斯爭論に及ぶるも双方國家を思ふてなるべし予も
満足致せしかば後日遺恨を台ぬようすべし並に今日の意見予も篤得熟考すれば一同共に予
が手許迄出せべしと仰せありて後曰井山本の兩士へ別に内命ありければ其君恩の厚きを拜
し此日は各々退城したり斯て曰井亘理は歸邸されども今日圖きも青年輩の山本克巳過言せ

しを憤怒に堪ねば必良ら走然れども意見を貫徹する心僅少も抗力ざれば即時に筆を奮ひつ、歐米各國の事情を説政休軍備の形状より彼我貿易の益を論じ我神國をして不弱獨立を保、交親に因など最詳細に認めて意見書を執政職吉田吾助方迄差出しければ之に續きて家中の人々各々意見書を作り日を期して吉田吾助之を受取藩主へ不殘差上たり然るに當時開港論を主張する者稀にして大概尊王攘夷論に加はる者の多くして殊に吉田も攘夷家たれば攘夷の意見書夥多なれば遂に鎖港に決せしかば於果藩主長徳幕府へ對する表を作せ攘夷論を以て上申せしと然れば吾理は我意見の貫徹せざれば嫉しからず鬱々として歎息するをそれと認めて妻八重子吾理が傍へ進み寄頃日貴夫の御様子の只ならぬ不密さ御氣分悪くは侍らぬか妾も心を痛めまされば何卒お聞せ玉はれと夫を思ふ貞婦が言葉も心に濟ねば吾理は能ど怒りつ妻に打向ひ人には勞症不常あり年月経過其中には意中に濟ぬことも有又は病に苦むあり或は快樂こともある生身喜怒哀樂を知らずして彼是和女が言つるは却て五月蠅其處退けと叱り付れば妻の八重子は大ひに駭き思ひがけなき我夫か言葉合點行ねば凄々と其席を退き吾理が慈父遊翁に是々と夫が様子を物語れば遊翁もまた不審晴ねば吾理が居間へ到

りつゝ事の容子を問しかば余義なく慈父の遊翁に斯云々と物語るは彼意見書の事に付精神奮て開港論を辨解なして君公へ勧め奉と吉田を始め山本克己萩部靜夫等其他頑固の輩らありて舊弊然たる攘夷論を重んじ眞に國体を痛歎せき六暗に開港論を輕んじ我尊王の志ざしを知らず國賊なりと仮令し而已か彼等の爲に厭せられて開港論の立ざれば遺憾に絶きと歎息せれば慈父遊翁は心を察し吾理に向ひ其方が痛歎に絶ざるも寔理り思ゆれと兎角頑固の族には論ずるとも無益なれば時節の到るを耐忍して志ざしを果せば慈父の厚意に對し緝捕忍てを兩三年忽ち年を重たり干時慶應四年正月なり是月黒田長徳公勅旨を奉じて西京表へ出兵するに際しければ曰井吾理は西京詰の用人を拜命して兵を引率て登りけるが當時吾理は諸藩の交際或はまた周旋方をも專任して奔走あして居たる折故内務卿大久保公未市藏とて薩藩士の頃吾理が才幹あるを察し平常に親しく交際れ俱に國事を談話の上永く京都に滞留して爲事あれと勸むれど吾理は藩政に充分心志を重んずれば功盡したる其後に再び上京致すべしとて利通卿の勧めに應せ走然るよ主君長徳公藩用畢りて同年五月上京せしかば於是曰井吾理へ歸藩せよと君命なれば吾理は謹み御受なして同月中旬長徳公に暇を告京

都を旅立て日を重ね廿二日に筑前の黒崎驛なる秋月の庫屋敷まで着せしかを此處に一夜の宿りを求め翌朝曉き告る頃此黒崎を立出て施装ひも影さみしき死出の歸途と知らぬ火の國と君とへ赤心を筑紫の驛路木屋の瀬や午餉の恰好飯塚に疾過行て當日の黄昏秋月瀟の邸宅へぞ歸着なしぬ

附言 干城隊山本克巳吉田万之助萩部静夫等其他の壯士は執政職吉田吾助(後主税と稱)は賛成して皆攘夷論を起し曰井亘理が參政の列に有て開港論を主張せしを心惡しと思ひ殿中に於て既に爭論に及びし如く亘理が開港説を稱へ交親貿易を企つ志ざしあるは全く我國家を亂れ奸賊なりと誤認し藩論意見の時より干城隊士の面々ハ筋に曰井を暗殺なさんと其手順を定め居たるが折好機會す又曰井亘理は干城隊士等始めとして攘夷鎮港を稱ふる者は眞の勤王の得策を知らざるを痛歎す斯の如く反對論議より指も博識經驗たる亘理と雖も其時世に會せきして空しく干城隊の爲に落命せしは最遺憾の至りならん哉

第三回

干城隊の壯士謀て中島衡平を殺害す

案下併置茲に表舊稽古館の教授たる中島衡平と云者あり博く和漢の學に通じ曰井亘理と稽

古館へ同勤して最交際も厚かりしが亘理が同館を退き執政職に擧られしより中島は佐幕家なれば曰井と論旨も異なれ藩政改革の際なれば藩主長徳公へ意見書を差上しに吉田主税ハ之を不可とし採用せざる而已成す返て藩主より不興を蒙らせ衡平を逼塞させしかば衡平遺憾に絶されと主命なれば是非もなく謹身をして一間に閉居し世の交際もせざりしが今日しも亘理が都より歸着せし事人傳以て初夜過る頃聞たれば我謹身を思ふにつけ亘理が歸宅は如何あらん又ハ都の形勢はと世を念ふ身の慷慨心胸にあふれて寐もせず遠寺の鐘の聲々々音のう嵐も吹絶て四邊寂莫とせし二更の頃谷川の漲る水の聲も凄るに自宅に飼置鶏の俄に騷様子に驚き凡事ならしと思ひければ寐衣の儘も起上り枕邊もある雪燈點し徐々として椽側へ下立出る此時に月は傾き山の端に隠れて暗き庭の内外には人の足音するゆへ心得難しと中島は身を堅めつゝ切戸口も密と明んとなしたりける却て説干城隊の壯士は亘理を奸賊なりと一圖に誤り藩論の際より一同評議なし密々暗殺なさんとすれを其機會さへあらざれば空しく年月を送りけるうち圖らき京都詰の用人を命せられしが解役せられて黒崎まで歸國せしとの報知を聞より山本克巳吉田萬之助等奮踊して大に歡喜早速同士等へ機文を廻し

人員を集めて相談し國賊巨理を生置ば我々攘夷貫徹の宿志も遂に空くならん殊に歸國の上からは又參政に列すること必定なれば歸宅を好會當夜こそ誅戮するも究竟なりとこれに付ても巨理が同意者護身中の中嶋衡平彼等も俱に斬殺せよば奸徒の根を斷時あらんと此處に評義を一決し抽籤あして持場を定め隊中二派に別れ山本克巳外八名は臼井が宅へ向ふに當り吉田萬之助外十名は中嶋方へ押入んと手順を定めて夫々の其邸宅を襲んとて吉田の組は中嶋が家の四邊を彷徨て討て入んと窺へど何となく故障ありて討入隙あらざる中夜は更渡りて戸閉さへ最嚴重に做しければ壯士等益々氣を焦立ち斯ては果は五六人が一刀引拔庭口より忍び入んとする折しも内より開し潜戸にもれて映ふ雪燈の光に思ひ壯士等ハ二足三足退く姿に中嶋は曲者持てと聲かけながら追駈出んとする時を潜伏し壯士等遺過して後方一太刀脊を懸て切先深く斬付ればハット駭き叫べども擊勇士の中嶋なれば何奴なれば卑怯にも欺し討とは未練な振舞姓名名乗と云せも放す吉田萬之助は聲を烈まし奸賊中嶋よつく聞ね勤王大義の名分を紊し幕府に阿諛臼井に同意者舊主黒田家の瑕縫を招けば天に代て我濟が今宵誅戮致すなりと云つゝ、又も覺期せよと切下白刃を中嶋は手負ながらも立上り何小

瀕なる萬之助汝を始め干城隊は頑固盲蛇の族よして井蛙の俚語に過す許見にして世の形勢を顧見せ唯一概に攘夷を旨とし因循の説を主張し開港明諭を知らず反對なる者は皆奸賊との汚名を付るは白痴と云も限なし汝等如き憶病武士の白刃に懸る殘念さと言つゝ無刀で吉田を誣がけ組付來れど此方は大勢争か衆に敵をべき無念さ云うらに追々斬寄壯士の銘々無生に切くる刀下に哀れ敢果なく中嶋衡平五体どころを異にしつ秋にはあらで鳴虫の聲諸俱に息絶たり此時壯士は衡平の首を掻切門外にて鬨を揚一度此場を退さける其物音に仰天して家内の者は何事ならんと起出見れば庭の方に駱立人の聲せし故不審ながら燈火を照して庭へ下んとすれば是开も如何に當家の主人中嶋衡平が暗殺其首さへも非ざれば此体を見て慘状さに衡平が妻某は首なき本夫の死體に取まがりては狂氣の如く歎き悲む形状は憐れも又哀れを重見るもいふせきことなりと此時衡平は五十歳不幸にして女子一人あるのみなれば後此女兒に養子を迎へ今に家名は歴然たり

第四回

干城隊長山本克己等臼井巨理を謀殺す

却說筑前國夜須郡秋月藩の城下杉の馬場に長屋門最嚴重に内外の掃除行盤き掃目正しく

うち水も心涼しき玄關先上座には弓鉄砲と備治にいて亂を忘れざる主人床しき一掃へはこれなん領主黒田家の用人曰井亘理が邸今日しも歸着の先觸ふ待設けある家内の用意折しも先見の報知よて早お歸りと夕まぐれ間實に點す燭の火の光りまはゆき敷居へ居並ぶ家内の出迎いに曰井亘理靜くと戻りて通る奥座敷へ妻子は後方に附そひつ互に無事を祝しあひ妻は夫が留主の中のことなど最詳細物語れば亘理は長男六郎初め長女つゆの成人せし事など言ひ出て喜悅あへる其うち亘理が舍弟上野月下並よ曰井助太夫(後藤と改ため六郎の養父とある)も茲に來り其他親族縁者まで一同集まり歸宅を祝せばまづ歡喜の宴を催し各々酔を盡そうちに亘理が慈父の遊翁は殊更都の話しを尋ね洛中の幽致春來の風光詩歌連排を評しつゝ或は時勢の形況を聽輿論公議の恁々なり進歩の向後は云々なり結果を思推し交際の尊とむべきを慨感じ互ひに杯取換し頻に興よ入しかば夏の夜太く更行く祝ひに集ひし人々も暇を告て夫々に家路をさして歸りしかば亘理は妻に云付て何れも嘸や勞つらんいざ寐よかしどの指命に隨ひ各々臥戸よ着たる頃は早子の刻を過たれば世間も最と靜まりて仄かに聞ゆる谷川の氷に仕掛し精米機の音のみ響く曰井が裏庭彼の遊翁が物好に古處山峽の



流れを決き營み築し假山泉水緑樹重陰四隣を蓋ひ青台日に厚ふして自から塵なく一むら
 立し柔竹の茂みの影に忍び寄る人あるにや鳴渡る蛙一度に音をどいめ皆池水に飛込音二ッ
 三ッ夜の草照を燈も燈も忽ち今宵ぞ人の亡靈を眺めんものと此方は知るや白刃を携へ
 覆面頭巾の打立にて突顯れはし一個の丈夫四邊を見廻し用意の呼子吹ならせしかば合圖と
 見ふ此處彼處の木影より顯れ出し七八人同玄打扮を得物を携さへいざ踏込んと急立を暫時
 と停む山本克巳打入ものは斯々と耳に口寄密語は秋部諍夫は默噴て雨戸の鏝こち外一忍び
 入たる時刻は是丑滿過て明近く睡り整せし臼井が一家夢は黑白なし五月間死出の田長の血
 吐鳥一聲空に聞ゆるは哀れを思ひて暗づるか案下壯士は縁側へ飛らりと揚りさし足しつ内
 の動靜を窺ふに宵の酒宴に勞れしや熟睡なしたる様子よて時計の振子の音するのみ寂莫と
 して他に音なく幽に照す行燈の影さへ薄き臼井が寐間へ忍び寄たる七八人が圖中つまつく
 煙草盆此物音に駭きて臼井が妻は目を覺し誰じや〜と咎むるとき返事あらねば不審灯燈
 の火影に信と透し見れば白刃を携へ立居る者のありければ強盜ならんとうち駭き夫且理を
 喚起せど宵の酒氣の醒やらで夢現にて答しゆる妻の焦立起上り強盜なりとて何程の事やあ

らんと長桁に掛し長刀かつとり身構へなし聲荒らげて汝等こゝを立さらぬば女ながらも且
 理が妻なり目に物みせんと立向ふを諍夫は刀で丁度受とめ聲を掛我々の強盜ならん本藩干
 城隊の壯士なり今宵當家は斬込しは和女が夫且理こそ國家に容ざる奸賊なれば天より誅す
 る其身の罪夫と俱に刑戮せん其處のがすやと長刀の柄を打拂ふを引外し夫の敵と聞からは
 生てはかかぬ覺期せよと車返しに切込長刀有繫は臼井且理の妻秋部は追れて二足三足追れ
 ながらに戦ふ音の不斗耳に入て目を覺し且理は駭ろき枕元の刀かつとり起上らんとするを
 目懸て切下を克巳が太刀に臼井且理は脛上肩先切付られて急處の痛でに思はず尻居に倒れ
 かゝれど剛氣の臼井の聲を怒らし何奴なればと云んとを克巳は再び刀を振揚微塵にな
 れと切こむ後から壯士の面々無二無三に套せかくれば且理は堪らぬ其處に斃れて死たりけ
 れ克巳は刀を取直し且理が首を掻切たり且理が妻この体を見て氣も狂亂夫の仇退さじと
 長刀まはしかゝれど多勢に一個殊に敵手は干城隊士心は矢竹にはやれども目前夫が非業の
 最期に自然鈍る長刀の狂ひを得たりと切こむ太刀を受損劣たり諍夫の爲に頭へ深く切込れ
 血汐流れて目にいれれば働らさ兼しをつけ入て遂に長刀うち落し滅多無生に切倒し隊十は此

場を退きけり

第五回 臼井六郎教場に圖らず亡父の仇を知る

當下巨理は四十二歳妻八重子は三十七歳夫婦一時に非業の死を遂しは如何なる因縁ならんか無惨にもまた哀れなり該夜長男六郎は乳母と添寝をなせしゆえ父母が非業の死を遂しをすこしも知らぬ白糸の幼子心に墳念り後に仇を紅ないに染て思ひを晴しけり彼是するうち東雲の告渡る鳥の聲に家内の者皆起出し其折柄巨理が寝間に幼子の頻に泣叫聲しければ巨理が舍弟の助太夫何事ならんと到り見るに是は开も如何に舎兄巨理初め義姉八重子俱血に染何ヶ處となく傷付られ首無骸よて死したる際に六郎が妹つゆ其時三才は傷付られ泣居たる慘状見るよりも周章駭く助太夫余りのことに呆れ果只茫然となまいたるが頓てのことに心付姪つゆを介抱なし即時隱居遊翁の許へ巨理夫婦が云々と今朝の始末を知らしければ遊翁大に駭きて早時に來りて其趣きを助太夫と相談の上政廳へ届出なせしたりければ檢視來りて事やうやく濟巨理夫婦の死骸は菩提處へ葬送なしたり其時六郎十歳よて差詰家督もなり兼之まゝ巨理が舍弟助太夫事墓と改め順養子の義出願せしに其時左之言渡しあり其文曰

巨理義己が才に慢我意を慕り他の存意を防ぎ衆人の憎みを受人望に相反り且此度京都表に於いて御差下されの義も仰せ付られ候に付ては速かに罷り下るべきの處罪を遣んが爲奸智を廻らし國情を他よ洩し御配慮を懸たてまつり候段身を思ふも厚く國を思ふに薄き譯に當り終に此節非命の死を遂候段自ら招ぐの禍ひにて是非なき事に思召候依て家名斷絶申し付べきの所舊家にして御用達も致す家筋よつき格別寛大の思召しを以て跡式滅祿之上墓へ申付候事

明治元年七月

此後幕は臼井家を相續なして日を経るうち同家に仕ふる老僕にて源次郎といふ者ありけり性質温和にして主人巨理に能つかへしかば巨理も其志ざしを愛分て情を懸たりしが巨理が非業の死を遂しを深く悲み歎くの余り六郎を守りする折々苟にも武門に生れし貴君親御の仇を餘所にさるゝは不甲斐あし早く成人遊して草を分ても尋ね出し屹度敵をお打さされ其折のまた及ばずながら老僕も亦俱致しますと老の眼に涙を浮め忠義一心に諫る言に幼心の六郎も實にことばりと思ひしより彼の忠僕の源次郎に父母の敵は何ものぞ問とも知らぬ

白髪しらげの老僕おやうし是これに當惑あたわくなしける様子やうすをそれと察さつして六郎むろは養父やうふに父母やまの殺害ころされし其況そのまゝなどを問とければ養父やうふ慕したは答こたへて云い様汝やまの父母やまに罪つみあらねど彼の干城隊かんじやうたいの壯士さうし等らが反對論はんたいろんの事ことよりして筋ひそに謀殺ぼうころせし者ものならんと云いよ六郎むろ幼年わうねんながら切齒憤怒せつしほんぬを堪たずして益々ますます仇あだを討うたんとと思おもふものから仇あだの名なさへ知る由よしなきに如何いかんとも何詮術せんじゆつもあらずして悲歎ひたんに月日つきひを送おくりける去程さつちやうに六郎むろは遅々おそと身体しんたい伸のるよつけ藩守學館はんしゆがくへ通學つうがくをはじめけるが或日あるひ生徒等せいとら寄集よひあつまり正午せいごの食後しょくごの其折柄そのせり雑談ざつだんながら戌辰おしんの頃ころはこれ／＼との勇いさましき話はなに移うつり頻しばしばに語るを六郎むろも聞居きこたりしが何思なにかおもひけん自己おのれも群むれに打交うちまり如何いかに君等きみたち方々あちこちの御親戚ごしんせきには戌辰おしんの頂戰功ちやうせんこう等ら多おほからんが拙者せつしやの亡父むつふち百理ひやくり杯はは自己おのれが頑固ごんこのことよりして一命いちめいを果はせし不甲斐がひなきと思おもへば君等きみたちに對たいするも實じつに面目めんぼくあらざりし夫それに付つても拙者せつしやの父ちちを討うたしむ人は何人なにびとだか定めし豪傑かうけつ者ものならんと賞ほめつとやしつ自己おのれが亡父むつふちを誹そしりながら孝子かうしが討うたること、しらねば幼心わうしんの一筋いっしんに彼一瀬かのいちのせの舍弟あでいなる道之助みちのすけ進まみいで學友がくゆう伊東いとう豐三ゆたう郎らう相田あひた隼すんの丞等じやうらうに對たいし夫それぞ我兄わがあに直久なほひさにて其時家ときいへに傳つたはりし名刀ないうの齒はを欠かたりと自慢じまんらしく語るを聞きより六郎むろ雀踊さくおどりして大おほいに歡喜よろこ仕濟しきしたりと其場そのばを退しりぞき早速さつそく屋敷やしきへ立戻たふりり養父やうふに斯かくと告つしかど慕したは更さらに答こたへを爲なさず一日いちにち二

日ひと經過すいしければ今は六郎むろ氣きを焦立いらたすでに復讐ふくしやうなきすきと勢込せきこを見てとる慕之したを戒め種々しよしよに論慰ろんゐめつ言いけるよう先復讐まうふくしやうをなさんと思おもは、文武ぶんぶの道みちと能學よくまび其理そのりを研究きやうけん然しかる後のち自己おのれと之これを定さだむべし輕々かろくしく爲なすべからき若又もしまだ疎暴そぼうの舉動しよどう有あれば後のちに悔くも先せんながらんと謀いめに六郎むろ是非せひ無なく養父やうふの教をに隨したがひて文武ぶんぶの道みちを勉勵べんれいせり或日あるひ臼井うすいの家いへへ投書なげがせし者ものあり折節あせつ六郎むろ在宅ざいたくなれば何方いづかたより來きたりしならんと手に取上とりあげ開封かいふうし續下つづくだす其文そのぶん又また臼井うすい百理ひやくりを殺ころせしは一瀬いちのせ直久なほひさにて妻つまの八重子やえこを殺ころす者は狛部あまべ靜夫しやうぶありとありしかば正ただしく父ちちを殺害ころせしは直久なほひさに相違さうゐおしと益々ますます憤怒ふんぬの思おもひを生しやうじ讎あだを討うたんと焦立いらたせ養父やうふが之これを許ゆるさねば悲歎ひたんに月日つきひを送おくりけり

第六回 臼井六郎 出京して山岡公に寄寓す

復讐ふくしやう六郎むろ思おもへらく我儒學わがじゆがくに志こころざし經書けいしよを讀よむに忠孝ちゆうかうのこと言いざるのなし就中まか慈父じふの仇あだには俱ともに天てんを戴いたき如何いかにもして敵一瀬かていちのせを一太刀ひとたちありとも怨うらみんと朝夕あすけ忘わる、閑ひまはなく思おもひ廻ませど好機會よきあひなければ一個心ひとこころを苦くるめ居ありしが隙行駒ひまゆくりこまの逸疾いやくはく六郎むろの星霜せいじやうを過すしけるに麻薩あさ薩さつ縣けんに變か遷はりしかば彼一瀬かのいちのせは官途くわんとに就東京表きやうとうけいへ移住いせせしかば六郎むろ大おほに望のぞみを失うし空むなしく東天とうてんを望のぞむるのみ然しかども復讐ふくしやうの志こころざし片時へんじも點念てんねんべきことあらねば此處こゝより一計いっけいを案あんじ出し報讐はうしやうの心こころを余所よそ

に先祖遺翁養父慕に向ひつゝ、現今開明の御代に際新秋月に居て安閑と空く墳墓は口惜く何卒今より東京へ出學問修業勉強して亡父が家名を相續なし靈父母の汚名を雪名を後世に擧ぐん所存此事許可玉へかしと告る言葉は偽りか其かしらねぞ孝心の最も面に顯るれば祖父養父とも感涙して殊勝なるを愛樂み六郎に許て云よう汝が左程と思ふから僥倖同藩木付爲殿今般東京へ出府とるよし承まれば木付氏と俱々に同道なして東京へ登り伯父月下が家へ到り詳細を談じて伯父も依頼何方にても滞在して學事勉強なして後汝が宿望を達せべし然ども初の旅路ゆへ一人にて心計なし僕源次郎を連行べし必中東京へ到りなば我等に心を勞するなど厚き教訓に六郎は祖父養父の慈愛と感嘆し頻に胸の迫り來差俯向て居りけるが頓て養父の路銀を出し六郎に與へければ祖父遊翁は先祖より傳へ來りし名作の短刀を取出し汝に之を與ふる故亡父の遺物と思ふべし出せば六郎押戴さ取納めつゝ門出を祝祖父遊翁初めとして養父慕や親族に残りなく暇を告木付篤井に源次郎諸俱に住なれし故郷筑前秋月の夜須の郡を出立なし東の空へ急ぎつゝ越る驛路の數々も何時過て東京に若せし頃は十月然も明治九年にして六郎當年十九歳木付に別れ老僕の源次郎を供に連西の久保へぞ慰さ

ける是より先六郎が伯父上野月下は明治六年 出京なし西久保明舟町又寓居して外務省へ奉職なし勤め居るゆへ月下の家は身をもちつけ暫時此所に寄食して密かに一瀬直久の所在を見るに彼の直久は愛知縣名古屋裁判所に在勤中と聞て六郎呆れ果遺憾ながらも詮術なく未だ復讐の時來らぞと思ひて此所に日を送るうち老僕深谷源次郎は或夜俄に發熱し人事も覺へぬ体なれば月下を初め六郎も俱々介抱なし居たるが最重痛に見ゆるゆへ取敢ず醫者を招き診察を請しに醫者の曰是は老体にて殊にまた風邪を押して居たと見へ一時に發熱せし者にてサト事むづかしき容体ありと言れ二個は皆惑させど打捨置べき者ならねば藥を請て服藥させ看護に力を盡しけるが藥石の驗も見へず萬食物も進まざれば漸次に瘦細て日に翼に重く何日果べうも見へざりける心は矢竹に焦れども重き病に枕さへ上り兼たる源次郎頼み少き其体を六郎は見て不慙に思ひ源次郎に向ひ今日は少しは快よきかと案て規く其顔見詰源次郎六郎に打向ひコレ坊樂貴君に嘸や焦つたく思召で御在ませうが何を言にも今度の大病拙は五十路の坂を越へ年よ不足は無れども是れまで貴君のお供をせし心筑紫の甲斐もなく東へ來りて御主人の敵もお討せまうさきに止々此儘死するかと思へは無念で成させぬ

去なから此老僕は迎も全快思付ませねば死しても草葉の影に居て亡御主人と諸供に乾度敵の一瀬を討せまうとぞござり外と言も末期の別れの涙袖を絞りしありさまは死出の旅路も冬寒枯て哀れ老樹は木嵐に崩る、さまに六郎は周章救ひ起しつゝ、歎きのうちよも一言云んとすれども命數盡たりしか其儘眠るが如くにて息絶ければ六郎は今目前に父親に別れし如く思ひ了得に猛き壯士も思わき泪を催しぬ上野月下も源次郎か死去を悲しみ六郎と俱々相談して相當の式を以て埋葬なし跡ねんころに吊らいけり恠て曰井六郎は源次郎が死去せしより我片腕を取れし心地に茫然として日を送りしが斯ては果べき事よあら申と氣を取直して敵の様すを探れど一瀬直久は未名古屋より歸京せざれば漸次入費に用意の金を遣ひ果せしかば餘義あく伯父の月下に依頼武家奉公を爲んと云に僕伴月下の同役にて某と云者當時擊劔家の随一とて名譽の聞へ最高き山岡鐵太郎氏へ出入せしゆへ遂に同家へ依頼なし暫時内弟子同様に使へて武道を習練なしたり

第七回 六郎上の原に乙女の危難を救ふ

精を費ひて多きを費とは申とは特り兵法のみならず學術技藝何ことにも因す其精妙を極めん

とすれば一技一藝に全力を用ひざれば成こと勿らん然れば曰井六郎は亡父の仇を報はんと思ふにより最と翠劔の術を丹精なしたりければ益々技藝上達なし山岡氏の六郎が志しを愛後には適れの壯士よならんと感賞なし、教授せしかば六郎大いに歡喜して師の厚意を謝し夥多の月日を送りたりしが或日六郎何思ひげん休日を買て西の久保伯父上野月下の許に到り自己が亡父存生中の行狀杯を問ひに上野月下之に答へて云けるよう汝が亡父亘理こそ平素尊王に志ざし幕府の失跡を痛歎なし同士と謀て其筋へ建議せしことなきあり且輪務上に罪科なく平素の行狀に付て愧ることなきは舊藩中にて皆人の知る所なり已に亘理が禍害を受しころ此事を聞痛歎せし者多く故に走つて宗藩福岡へ訴へしかども採用にならず却つて其時人まで罪せらるゝに至り且亦亘理が禍害の後好賊などの汚名を蒙り千城隊の兇徒らは却て罪なく呵にて濟たりと語りければ六郎聞て悲憤に堪申定よ初めて伯父よ向ひ實は亡父の讎を討んと覺悟をなして養父を偽り學門修業とい、なして出京せしと告げれば月下は深く驚きて先其復讎の非翠なるを戒め再び六郎に打向ひ汝亡父の怨魂を慰めんとするあらば先兇徒等が始末を記し刑法官へ出願して御所置を希ふが上策ならんと再三再四諭しけれ

ば六郎暫時差俯向思案に時刻遷したりし頓て伯父に向ひ如何にもそれと定めんとて承知の
 体にて暇を告山岡の邸宅へ一先立歸りしが熟々思考廻らせば伯父の言迂遠に遇たり若また
 上告なしたり迎御取上よならざる時は此上如何なる悪名を請るも知れぬ殊に兇徒等深更に
 人家へ忍びしのみならず熟眠なせしを付いりて慈父を殺し且亦妻たる道を盡き慈母をも害
 し嬰兒の妹つゆにまで傷をねはき其不義殘酷極れり其上兇徒には罪なしとし亡父は却て死
 後迄も罪せられしを子の身として此耻を雪かざれば誰か其亡靈を慰めんやと此身自ら決心
 なし陰に猶一瀬直久の舉動を尋ねいるうちに名古屋裁判官を轉任し静岡裁判甲府支廳に在
 勤すると聞き大よ喜悅只ちに甲府へ立越さんとすれども發達の言辭なく如何はなさんと思
 案の折柄圖を策を考しつき習日ハ暇を乞請て出立なさんと終夜ら眠もやらで待わびたり
 翌日起出六郎は師に打向に頃日鑿劍を學ぶため少しく胸を痛めしかば某しに話せしところ
 神奈川縣下武州小河内村の温泉は打身に即効ありとのことゆへ須更入浴致さんと思ひます
 れバ暇を賜はりたしと乞ひけるゆへ山岡も其意に任せ旅用をさへに與へければ六郎拜謝
 し同氏の細君へも暇ををつけ明治十一年四月初旬出立なし四ッ谷を過ぎて新宿も早八王子



白井六郎
 妹の危急を
 救ふ

の驛路さへ乗合馬車の一飛に通ふ所のにぎわいは生祿商人割草店其他旅人宿青樓も軒を並べし繁榮は他宿に比らざるべし果話は借置六郎は小佛峠も何時に越て行身の上野原にさしかゝらんとする折しも日は暮はて、卯月といへどまた春の夜の臘月露に曇りて影暗く樹木の梢は颯々ど風のみは音信れて筑摩の流凄まじく往來も絶し山里の彼方に女の聲のして泣つ叫つ救助と幽に響て聞こゆるに六郎は合點ゆかや不審みつ、聲を便りに近付ながら透し覗れば年は定難に知れぬとも二八か二九の乙女子が荒曲者七八人にとりまかれつ、強姦に逢ん形様なるに六郎駭き是は不埒なる悪漢等斯る寂莫山里へ腕懸き婦女を詐り來り強姦とは何事ぞと一個心に問答へて彼等が方へ竊と進と突然一人の荒男を引採へ襟上掴で水中目懸け投付けければ翻へり川へさんぶと落てけり此体を見て曲者等は駭きながらも無法の奴輩六郎目懸て邪魔ひろくなど飛付來るを事ともせず兩手を伸して車投續いて懸るを肩をかき打込投付早業を此方に残りて見て居る曲者得物を捨て後をも見や一目散に逃走れり後に女兒は塵打拂ひ擾亂し身形を改めて六郎は打向ひ何方様かは存ませぬや妾が危き此所をお救ひありし有難さ御禮は山々盡ませぬと最懇懇に演ければ六郎は是れを聞まづは

女兒の無事を歡喜シテまた和女は何所の者かと問れて彼方の手筋女は涙を浮べて言出るは妾筑前福岡の舊秋月の士族曰井暮が養女にてと云時雲間にもる月の光りに思や顔見合せ互ひに錯駭和女は妹の露ならずや貴君實兄の六郎様か懐慕やと寄添ふ六郎もまた血を別し現在に自己が妹ゆへ愛弱心の稍増て思はせ泪に沈みたるが頓て心を起しつゝ、我ながら大望を心に懸る身を以て斯る僅少のことにてまで泪涙は思ひを替泪伏妹を救起し聲を窺めて心を勵し曰井亘理が女兒とも云、身にてありながら何逆哀ひを催すぞして又和女が御祖父や養父をも置て故郷を退て東京へ立越つ、此處へ來るは何事ぞ包せ語り聞かせよと訪詰られて余義なくも泪と袖に押隠し六郎に向ひ此度妾か故郷を離れて東京へ登りしも亡父母を思ふに付怨むは一瀬直久と萩部諱夫が非道にも罪なき父と母様を殺害なせしを朝夕に思ひ出ての泪あかし二つよは又兄様の御身も大事と打案じ殊にはなれぬ旅の空今日は如何して居するか翌日はれ心が替りはせぬかと日毎夜毎に思ふ儘御祖父や養父様に濟ねさ一層一個して故郷立退東京へ行御兄様に御目に懸りお話し申して俱々に女ながらも助太刀して仇を討ん心にて愛事多き旅衣なんの此身は深山路に行暮果て草枕に露を敷とも何の其岩をも

突す弓ならぬと女の一念神通方成就を神も冀願して漸々東京の上野月下方へ尋て聞は貴君には打身の爲よ小河内の温泉へ御立なされしと聞ひて其儘後を慕ひ来る途中の青梅とやらを過んとする折悪者に賺謀されて此處へ感引て哀目に逢處不圖御兄も救れて御目に懸る嬉さも偏へよ神のね恵みと始終細く物語れば六郎聞て不懲さに暫時言葉もあらざりびり

第八回

白井六郎佐蔭を退て甲府に到る

此處は甲府の柳町とて夥多の商家軒を並べ晝夜賑とよ其中は萬屋といふ旅亭あり此屋の二階に年の頃廿一二の壯士が旅の勞れか轉寐の折柄下婢が上り來膳を運びつ御客様と呼ばれて駭さつ思はず眼覺す六郎が今目前りに故郷の妹の露に上野原を廻り合つ、曲者を擧擡て危難を救ひしは正しく夢でありつるか我故郷を退ぞきてより祖父遊翁や養父慕妹が身なぞ案じつ、日毎又思ひ居たる故斯現にも夢みしならん然れば國許筑前にても我行末なき打案じ嘸や心痛して居すらめと一人心に點頭つ頭首を傾け起上りそれ又付ても一瀬を疾見つけて亡父母の仇を討んと思ひしゆへか膳に向へど食時さへ進みかねたる形狀は實理はりと知られける斯て六郎は此家に二日三日と滯留して頻りに直久を付覘ひ朝夕靜岡裁判所支廳

の門へ到りては彼直久の退出をまてども更に出遇ざれば不審みつ、旅亭へ返り其在宿を聞合ふるに裁判所の構内は在宿すると聞て在家は知れたれと出遇ふ時のあらざれば空しく此所に一月余り茫然として日を送れり去程に六郎は貯へ迎も多くあらねば最疾滞在も成兼て如何なさんと思慮をなせど知己さへなき身に困じ果手拭片手に手ながら宿をふらりと立出て同所に近き梅の湯へ入浴に行て入浴せし折柄此所へ職人體の若者四五人入來り談話なぞせし其談話に一個の男が友達とをばしき者に告るよう裁判所の隊長は明日東京へかへるさうだと語を聞居し六郎が其隊長とは何人ならん若直久には非ざるかと思へば最と氣も落つかき若れ若イ衆今御話しの裁判所の隊長と云人の姓名は何と仰せらるゝか御承知をらば教へてたまはれと問は彼方の若者は儘一瀬直久様と聞より六郎焦立て即時に湯場より揚りつ、其儘宿所に立返り自己が所持の短刀を懐中なして裁判所の門外にイみなながら直久が退局時間を伺がへども更に出來様子なければ余議なく其日は立歸り翌朝早く起出て朝飯を濟せ彼所にいたり出勤時間を待けれども來らず十時を過れど影さへ見ねば是は歸京せしに相違なし今より跡を追駆行は必らず途中で遇べしと一個六郎點喚つ即刻宿屋へ立戻り旅の用

意も急かはしく彼の万屋を出立して甲府を跡よ急ぎつ、早駒飼も何のその花待ならぬ花咲の驛を遙に猿橋や越て行違旅人よ彼の一瀬歸京せし様子を訪ども知れざれば遂に同年五月の中旬空しく自己は歸京なし師の山岡氏の邸へ歸戻禮など述て何食ぬ面色なして小河内の温泉況なを物語りて後其効能の速かにして御陰に打身も全く癒常体に復せしと最歡喜で打語れば山岡氏を始め細君まで开は奇効ある温泉なり何にもせよ其方が無事に歸せしは悦びの至りならんと云敢り愆て六郎は歸京せしより彼の直久の所在如何にと探索せれども知れざれば不審に思ひ或人に聞合すれば一瀬は未だ歸京せせと云に六郎最ぞ口惜く斯まで心勞すると雖も未だ復讐の際來らざるか態々甲府へ尋ね行しも廻り遇せぬ歸京せし残念さよ此上は是非もなし再び甲府へ趣むきて彼の一瀬敵を討か上分別と亦々六月中旬頃山岡氏に暇を貰ひ叔父の月下が病氣と云なし即時甲府より到りつ、支廳の門外よりみて退出時間を伺へども絶て面會せざりければ其中旅費も乏しくあれば一先甲府を退ぞかんと八月下旬に東京へ亦も歸京をなしたれど別に便るべき家わらねば再び叔父の月下が許に到りなすこともなく日を経りしが或日愛宕下まで用事ありて往來折しもフト出會たる一個の友人以前番藩

にて懇意にせし其しとか云者なれば六郎大に喜悅一別以來の摺袂も語少なに演了て六郎其者に向て拙者も牛頃出向して西の久保明舟町叔父の月下が寓居に居を未だ仕官も致さずして空しく月日を送るのみ何所か貴殿の周旋にて勤仕る所はあらざるかと尋るに彼方は黙頭て僕僕は熊ヶ谷の裁判所に出勤すれば彼所へ周旋仕つらんと云に六郎洋隔なし早速御承知下されし段承けあしと一禮なしつ、彼の某しを同伴ひて上野月下が寓居へ歸り來り是々彼様くと六郎は叔父に向ひて物照れば月下も俱々喜悅て彼の某しに委細を依頼け某は承知ひて曰井を伴なみ中仙道熊ヶ谷として出立あし其夜浦和に一泊し明日彼所へ若しければ彼の某しは裁判所長に斯と曰井が事を語れば長み承引して目見ぬ熱て六郎は裁判所の雇員になり牛計のため此所に半年あまり出勤せしが翌十二年七月異中の休暇になりければ六郎一個思へらく彼の一瀬直久も休暇の折柄なれば出京することもあると思ひ熊谷裁判所の雇ひを辞し急ぎ出京してその音信を待居たり然るよ一瀬直久は其年も其十三年の春よいたれど勤役中ゆゑ出京せざれば六郎今はその望みを何日果すべきかみとめ若ねば力ぬけして過行ける

案下再説一瀬は明治五年に舊藩秋月を退き父母俱々に出京して本芝三丁目に住居を求め官途へ奉職なすうちに裁判官に擢任されて名古屋裁判所へ在勤なしそれより静岡甲府支廳詰を命ぜられまが天童法務局にして能其職を研勵せしかば遂に昇進して判事の職に遷り十三年五月頃上等級裁判所へ移任せしが同氏は百理の長男六郎が兼て父の儲と付規とは少もしらや過し昔しの事といひ殊に其頃大勢が評議の上にてなせし事ゆへ思ひ圖らでありしならんと後にぞ察知られける茲に又六郎の朋友にて舊藩士に手塚祐と云ものありしが國中月井が月下方に同居するとの事を聞一日上野が寓居に來り六郎を訪けるに折よく此方も在宅にて互ひに無事を喜悅て談話の折折それとなまに彼の直久の存職は何れなるやと問けるに手塚の六郎が復讐するの心とは知る由なければ斯々と東京上等級裁判所へ轉せしことを物語れば此方は斜めならず悦び天へも上る心地すれど其場は駄よくもてなしけるうち天日疾くも山の端よ入相近くなりしかば手塚は暇を告立歸れり當時六郎は直久が本芝に住居せるを初めて聞得たればそれより一層注意して彼の直久の出勤通路とねばしき所を朝夕徘徊なし居た

れど只の一度も遇ふことなし六郎思ふやう直久の住居は本芝ならせして他に移住せしか何れにしても東京に在勤なせる者ならば必ず出會ふと有べしとそれより東京上等級裁判所門前に至り日毎にイづみ西學堂さんと浪出時間を伺ひしが絶て見かけざれば是は直久が歸京せしは聞誤まりしならんや十三年十二月十三日午後一時湯西の久保へ歸らんと而鍋町まで來る折しも突然一瀬に出逢しが問もなく一瀬直久の屋崎某しと考札ありし家に立いらたれば手を下すことならせ歸りを待請要撃なさんと窺ひしが如何になしけん直久を見失ない遂に其日は歸りけり斯てより六郎は彼の一瀬が東京へ在勤せしこと知り得たれば一層注意し直久が搖動を屢々知口に出せしやと或人より直久は舊藩主三十四間堀三丁目の黒田の邸へ出入なし圍碁の敵方に時々行々聞得たるより六郎は若上等級裁判所にて而會せざるに折は自巳も舊主のことなれば黒田の邸へ到りて見んと同月十七日午前八時と思ふ西條橋内裁判所門前に徘徊なし今や直久出勤せんかと待せよまてども出頭せざれば十時過る頃立歸らんと新橋まで來りし折不斗思付今日一瀬直久は黒田の邸へ行しも知れず自巳も只より同邸へ到りて様子を窺はし何か敵の手懸りを得ることありあらんや引返し黒田の邸に赴きつ先家

扶瀨河不見人の家を訪ん、吾信へば生憎不見人は不在にて長男其し病氣により思入藤野房
 次郎且舞に來りて居合せば六郎も應敷へ通り三個話話の其折柄不見人歸り來りこれより六
 郎不見人に無沙汰のことなと説て控授ひ言話少なに流り不見人は日井に向ひ久敷拙者も
 吾信せざりしが御隠居(六郎が祖父遊翁のこと)云初め暮君にも御無事におおしたさるゝ
 かとして本國福岡の況なき尋ねこれより六郎が成人せしこと亦の東京へ滞在の機子たを問
 ツ語リツなすうち世間らんや一瀬直久世所へ來り今日も百十の邸にて四基を興し折柄
 少しく用事出來しにより不見人方へ來りしに思入懸なく出會しは日井亘理が忘念六郎が
 自己を忘父の敵ありし任頼ふとは知るかしらぬか彼直久は控授なし應に居りて不見人に何
 か囁き書翰を認めなとする所へ世間藩十白石直忠原田雅忠入來り位々話話に及びければ日
 井は一個心焦立今日聞中も此所へ敵に廻り調しかども新藩士等が大勢合しては討果をに
 甚だあましと思ひ取やせん所やせましと胸を痛めてありける折柄彼の藩士等一同に不見人
 に打向ひ舊主に調を請かき云に瀨沼は承知なし表をさして出行たりしが程なく瀨沼立歸
 り白石原田に云々舊主より返事の趣むき告げる時彼の一瀬は書翰を携さへ舊主の使ひ

に托せんと立出る折不見人初め白石真忠原田雅忠拙者が届け申さんといふに一瀬一禮なし
 开は辱けなきことながら他に用事も之ある故と辭して自己持行んと階子を下るを六郎は是
 ぞ天道の助けにて我を慰み賜ふからん恰かも好しと八方へ心をくばり直久の後に付添階子
 を下り待かけたるは孝子の一念漸く届く時にやあらんか六郎は只一刻も千秋の思ひをなし
 てぞ居たりける

第十回 日井六郎警敵一瀬直久を討て法術に自首す

登時一瀬直久は日井亘理の一子六郎が兼及合せて待ぞとは神ならぬ身の知らざれば用事を
 濟せ瀨沼が家の上り口より再びまた入來るを待てと呼ぶゆへ我事ならんと振向ば六郎早く
 一瀬の裾を捕へ聲荒らげやあ珍らしや山本克己汝が爲に殺害されし日井亘理が一子なり十
 有余年の其昔し我父亘理が寐込へ踏込暗殺なせし覺へあらふイザ尋常に勝負せよと詰よる
 六郎一瀬は睨と見やり此狂人何をいふと拳を固めて突然と六郎の頬を撃其手を取と握つめ
 力の限り突倒し身怯なる其一言恨みの又請て見よと拔手するぞく一刀あびせ懸たる刃尖は
 彼直久の襟巻をばらりと切て落しけるに一瀬これに氣後れなしけん表をさして逃出を追

駈ぎまに手早くも短刀逆手に取直し胸部を刺んとする所を直久ナコシヤクナト感掛ながら組付を六郎得たりと切付る刃に肩先切下られアツト倒るゝ一瀧は負傷ながらも挑合ふ然とも深疵に組伏られ六郎刀を取直し首掻斬らんとする折から人の走來る足音に取押へられぬ其先にと咽もと深く止めを差先短刀の血を拭ひ朱に染りし羽織を脱棄二階へ揚りて鴉沼不見人に對し家内を穢せし罪を謝せんとしたれど階子あらねば上りかね余義なく此所を立去らんとする折不見人二階より曰井氏何をかなせしと聲懸ければ六郎は右の始末を謝し只今亡父の仇を討しにて候なりと答へそのまゝ戸外へ走りいで車夫を雇ひて人力車に打乗第二方面第一分署久保町の警察分署へ自首なしたり再說六郎は思ひの儘に復讐せしかり大に歡喜警察署に行んとせし途中自己が形狀の亂れしを見て他人の恐るゝこともやあらん若他の人を騷してはあしかりなと思ふより人力車にて自首せしなり然るに幸橋外警察の管轄違ひなりとてそれより第一方面第三分署京橋警察署へ送られしが其時常に復讐の始末を記し持いたる書面を捧げて答辨せしが一通り調への上遂に東京裁判所へ護送になりたり

裁判公報

當裁判所ニ於テ御裁判ニ相成候ハ自分復讐ノ一ノミナラズ亡父ハ冤罪ナルヤ否哉ノ際ハ檢事ノ求刑ニ係ラサルヲ以テ御裁判不レ相成隨ツテ母ヲ殺ス者ハ御裁判ニ相成ズノ旨承知仕リ候然ハ此件ハ檢事へ上請仕リ候事

明治六年二月七日復讐ヲ禁ゼラル、ノ公布ハ何年頃承知シタルヤノ御訊問ノ所該公布ハ毫モ存セズ自分國典ヲ犯シ奉恐入候ト申ハ養父ガ復讐ハ往古ヨリ禁制ナリト申聞タルニ付承知仕候得共前文切迫ノ至情ヨリ國典ヲ犯スニ至タルハ深ク奉恐入候事

明治十四年七月七日

曰井六郎

宣告

福岡縣筑前國夜須郡野島村四百七十八番地

士族曰井濹長男

曰井六郎

廿二年六月

其方義明治元年五月廿三日夜父母ノ寢所へ忍入父亘理及ビ母ヲモ殺害シ嬰兒ノ妹ニマテ
 傷ヲ負セ立去者アリ其場ニ至リ視ルニ其慘狀見ルニ忍ビス此暗殺ヲ爲シタル者ハ干城隊
 數名ニソ父母ニハ其罪ナシト聞キ幼年ナガラモ痛念ニ堪ヘズ復讐セザルベカラズト思後
 ナ父亘理ヲ殺害シタル者ハ右隊長一瀬直久コシテ右暗殺ヲ爲シタル等ニハ罪ナク却テ父
 亘理ハ死後冤枉陷シイラレシト聞キ之ヲ事實ト認ルヨリ益々痛念激切シ父ノ仇ヲ手及
 スルヨリ外ナシト決シ明治十三年十二月十七日鶴沼不見人宅ニ於テ一瀬直久ニ遇ヒ父ノ
 仇覺悟セヨト聲掛豫テ携ル短刀ヲ以テ闘ヒ遂ニ殺害ニ及ビ直チニ警察所ニ歸リ自訴ス
 右科改定律例二百三十二條ニ依リ謀殺ヲ以テ論シ士族ナルニ付改正罰刑律ニ照シ自訴ス
 ト雖正首免ヲ與ルノ限リアラサルニ依リ禁獄終身申付ル

明治十四年九月廿三日

右の如くにて臼井六郎の件は全く落着になりたりしが彼の一瀬直久氏が亘理を暗殺の件に
 付て早川勇君より其筋へ差出されたる書面に依れば其頃直久の方が余程理有とのことゆへ其
 掛りより六郎へ尋問されしに六郎は早川氏が一瀬のため新く申立てられしは拙者が亡父

の仇を報ひしと同意なれば假令事實は相違まるとも死を決したる拙者なれば辨解するに及
 びまうさず願はくは早川氏の意存の貫徹よう御處分を願ひ上ると自若として答へしは得了
 多年苦を嘗て本懐を達せし程の武士だけ適バれ潔きよき所存なりと掛りの官吏も感賞せし
 とぞ

復讐 倭魂 故郷 廻錦 畢

